

Q. 今年の1月7日に、5年間住んでいた名古屋市から県外の他都市に引っ越した。その後、名古屋市から**住民税**の請求があった。今は、もう名古屋市に住んでいないのに、なぜ名古屋市に税金を払わなければならないのか。

A. 毎年1月1日に住民登録のある市町村で、その前年の所得にかかる住民税を支払います。今年の1月7日に引越したとのことですから、1月1日時点であなたは名古屋市に住所があったので、引っ越した後も名古屋市に対して納税が必要となります。来年の1月1日に現在の住所に住んでいれば、来年からは現在の住所のある市区町村に住民税を払うことになります。

住民税は、現在働いている会社の給料から支払う方法（特別徴収）と、直接自分で払う方法（普通徴収）があります。